



相模原市マスコットキャラクター さがみん

相模原市内中小企業の皆様へ



申請書類はこちらから
ダウンロードしてください

中小企業研究開発補助金

令和7年度 募集のお知らせ



① 一般型

補助上限
最大 **100** 万円

② 産学連携枠

③ リーディング産業枠 (航空宇宙・ロボット)

補助上限
最大 **150** 万円

申請期限 | **令和7年 5月30日(金) 17時 必着**

対象者

相模原市内に事業所を有し、市内の研究開発拠点で新製品・新技術開発等の研究開発を行う中小企業者等

補助率

補助対象経費の 1/2以内

補助金額

① 50万円～100万円 / ②③ 50万円～150万円

※申請後、プレゼンテーション形式の選考を行い、審査結果及び補助金額を通知します。

補助対象経費

令和7年 4月1日(火) から 令和8年 3月15日(日) まで
※期間中に支払完了までしたものに限りします。

**申請方法
申請先**

直接持参、Eメールまたは郵送に限りします。(FAX不可)

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市産業支援・雇用対策課

電話 042-707-7154(直通) メール sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

★応募にあたっての注意点★

さがみはらものづくり企業支援サイトに掲載している
「募集案内」をよくご確認の上、申請してください

●補助対象事業について

補助対象事業は、市内中小企業者が自ら行う新製品・新技術等に関する研究開発です。
ただし、次の場合は、対象となりません。

- ①研究内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合
- ②申請者が研究開発を他に委託する場合（中小企業団体がその構成員である中小企業者に委託する場合を除く）
- ③当該研究開発の目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

●補助対象者の要件について

補助金の申請ができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業に係る研究開発拠点が市内である中小企業者等であり、相模原市が課税する市税に未納がない者。なお、中小企業者とは次に掲げるものとします。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、一部補助対象とならない団体等があります）
※なお、株主や役員の構成（例：発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業の所有）等により、補助対象者とならない場合があります。
※また、過去に本補助金の交付を受けた事業者については、交付を受けた年度の翌年度から3年間は当該補助金の申請をすることができません。

●審査について

（1）審査の基準

- ①技術評価（研究内容の新規性、必要性、研究要素等、研究開発の実施内容及びその方法）
- ②事業化評価（市場性、市場競争力やニーズ、事業化計画や成果の普及）
- ③経理評価（企業の経営状況及び研究予算の適正）

（2）審査結果の通知等

審査の結果については、募集締切後、概ね1か月から2か月後に申請者に対して文書で通知します。また、採択された研究開発事業は、事業者名及びテーマ名等を市ホームページにて公表します。

●その他

- （1）補助事業を実施した結果得られた工業所有権（特許権、実用新案権等）は補助事業者に帰属します。
- （2）補助金の支払いについては、原則として補助事業終了後に支払います。
- （3）同一内容の研究で国・県・市や他の公的機関の補助金等を受ける場合、本補助金に申請できません。
- （4）審査経過及び審査結果に関する問い合わせには、応じられません。
- （5）採択された場合でも、補助金申請金額に対して補助額が満額とならない場合があります。

★さがみはらものづくり企業支援サイト内に詳細を掲載しています！
募集案内や申請書類のダウンロード等は次のURL・二次元コードからご確認ください

URL：https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/kenkyu/

